

特別養護老人ホーム柳光 運営規程

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽の村が開設する「特別養護老人ホーム柳光」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 施設の従業者が、要介護状態にある入所者に対し、適正な介護老人福祉施設サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 施設の従業者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び相談・援助等を行うものとする。

2 入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努める。

3 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者との綿密な連携を図る。

（施設の名称等）

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名称 特別養護老人ホーム柳光

（2）所在地 奈良県吉野郡吉野町大字柳1395番1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）医師 1人

医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

（3）生活相談員 1人以上

生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、従業者に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

（4）看護職員 3人以上

看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員 27人以上

介護職員は、入所者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(6) 栄養士又は管理栄養士 1人以上

栄養士又は管理栄養は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(利用定員)

第6条 施設の定員は90人とする。

ユニット数は9ユニット、ユニットごとの入所定員は10名とする。

(事業の内容)

第7条 施設で行うサービスの内容は、以下のとおりとする。

(1) 施設サービス計画の作成

(2) 食事の提供

(3) 入浴、排泄等の介護

(4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

(5) 機能訓練

(6) 健康管理

(7) 相談、援助

(8) 栄養管理

(9) 口腔衛生の管理

(利用料等)

第8条 介護老人福祉施設サービスサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設サービスサービスが法定代理受領であるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 居住費 ユニット型個室 1日 2,006円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

3 食費 1日 1,500円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

4 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者が負担すべき費用は、その実費を徴収する。

5 第2項から前項までの費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得ることとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第9条 施設利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業実施中に入所者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常災害対策)

第12条 施設は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第14条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月

(2) 継続研修 年4回

2 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従

業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

8 施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。